

## 1 いじめの問題への基本姿勢

### 「いじめ」の定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

いじめを見逃さない学校づくりのために

ア いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。

・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。  
・いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導が必要。

ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

カ 過度の競争意識や勝利至上主義は生徒達のストレスを高め、それがいじめを誘発することになる可能性を秘めているので十分に配慮した指導を行う。

## 2 いじめの理解

### (1) 文部科学省におけるいじめの態様

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

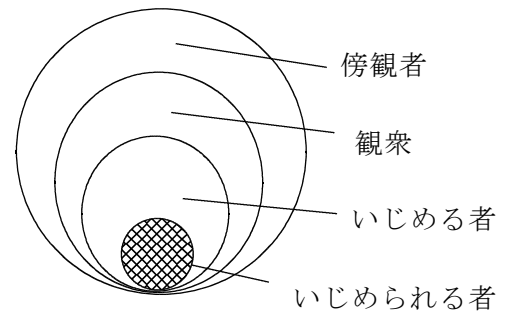
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## (2) 刑法上犯罪に該当する可能性がある行為について

- ア 殴る・蹴る → 「暴行罪」
- イ 暴力行為によって相手に傷害を与える → 「傷害罪」
- ウ 生命や身体等に害を加える脅し → 「脅迫罪」
- エ 脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする → 「強要罪」
- オ 脅して金銭を取る → 「恐喝罪」
- カ 所持品を盗む → 「窃盗罪」
- キ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する → 「強盗罪」
- ク 鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする → 「器物損壊罪」
- ケ 悪口を言う、インターネット上や黒板に悪口を書く → 「名誉棄損罪」、「侮辱罪」

## (3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切です。



## (4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因

- ア 心理的ストレス
- イ 集団内の異質な者への嫌悪感情
- ウ ねたみや嫉妬感情
- エ 遊び感覚やふざけ意識
- オ いじめの被害者からの回避感情

などが挙げらる。

## (5) ネット上のいじめの特徴

ネット上のいじめとは、携帯電話やスマートフォン、パソコンを通じて、インターネット上でウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うことをさす。

- ・ ネット上のいじめは、一方的に被害を受けるだけでなく、被害を受けていた生徒が相手に対して直接暴力をふるい加害者になった例もあり、学校においても早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていかなければならない。
- ・ 県ではネットパトロールを開始しており、パソコンの専門知識を持った人たちが、ブログ・プロフの書き込み等を定期的に調査しているので、書き込みの内容によっては名誉棄損等の刑事事件になることがある。
- ・ 千葉県では青少年健全育成条例（第23条の5 インターネット接続機器の管理に係る保護者の責務）においては、家庭においても生徒が所有する携帯電話や、スマートフォン、パソコンにフィルタリングをかけることを義務づけている。

次のような理由から、発見や特定が難しい場合がある。

- ・ 匿名性から、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・ 情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめ被害が思わぬ速さで深刻化する。
- ・ メールやパスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

### 3 指導体制の在り方

#### (1) いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策委員会、個別案件対応班及び教職員個人が、それぞれの立場で定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切。

#### I 指導体制

- ア いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ウ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

#### II 早期発見・早期対応

- ア 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- イ 生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問用紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- ウ 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。
- エ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- オ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。
- カ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

#### III 教育指導

- ア 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- イ 学級（ホームルーム）活動の時間及び生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。
- ウ いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- エ いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- オ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。

#### IV 家庭・地域社会との連携

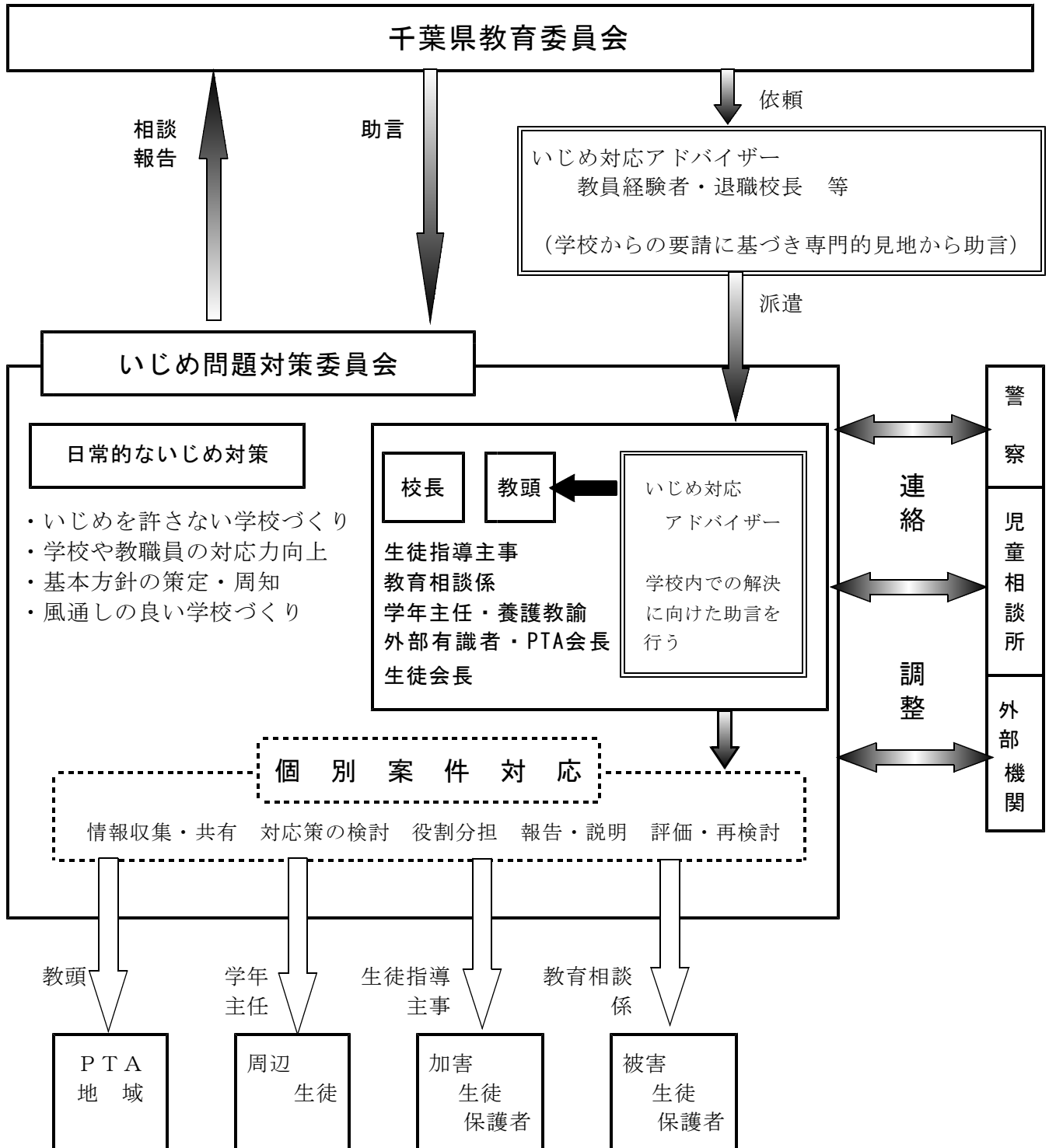
- ア 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。
- イ 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。

(2) いじめに対する組織的取組

## いじめ問題に対する校内体制整備

### 校長をトップとする委員会の体制

いじめを許さない学校作り → 安心して学ぶことができる環境作り



## いじめ問題対策委員会について

### ア 目 的

委員会設置の目的は、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応が行われることとする。

### イ 構 成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談係、学年主任、養護教諭、外部有識者、PTA 会長、生徒会長で構成する。

### ウ 機能・役割

#### i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・ いじめの早期発見の観点から朝の S H R や L H R での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の共有・報告を行う。
- ・ 被害目撃情報や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析について吟味を行い、見落とし見誤りのない適切な認知を図る。
- ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を進める。

#### ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な助言・指導を仰ぎ、個別の案件対応に活用する。

#### iii) いじめ問題への対応に関する基本方針の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- ・ 生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- ・ いじめ対応マニュアルの見直しを行い、学級・学年懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布等）、理解と協力を得る。

#### iv) 外部機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

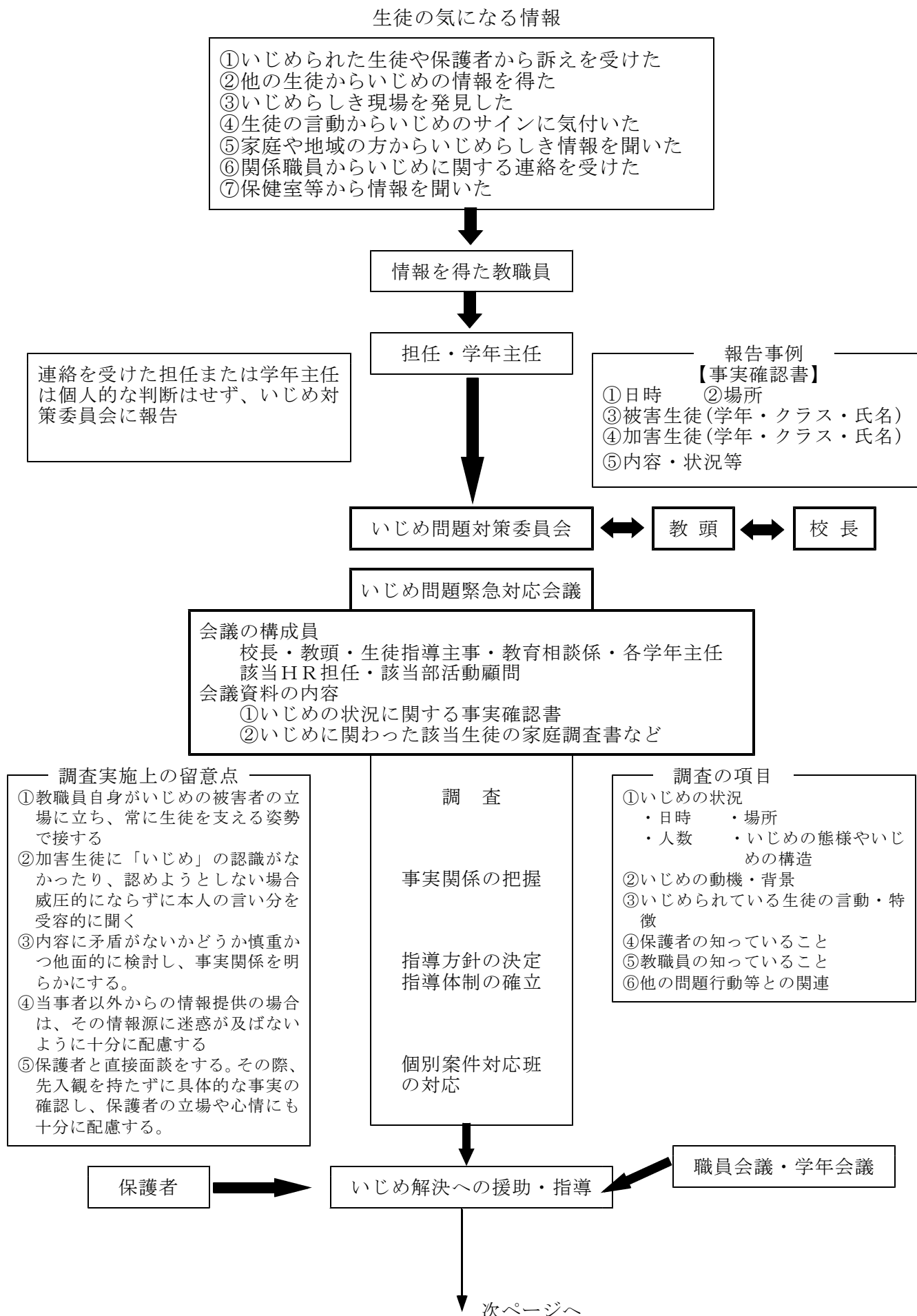
- ・ P T A や外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

#### v) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・ 個別案件対応班の設置
- ・ 情報の収集と整理
- ・ いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・ 教育委員会、関係機関への協力要請
- ・ 個別案件対応班への指示・助言

\* 会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されることを目指すために、管理職に教職員や生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

## 緊急的対応



#### いじめられている生徒への対応

- ① いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた生徒を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

#### いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることをつたえる。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらう。

#### いじめている生徒への対応

- ① まず、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめている生徒に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には、立ち直りのため、個に応じた指導に工夫する。

#### いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせると同時に、いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示す。
- ② 家庭において、自分の子供が抱えている問題点が何であるかをきちんと見きわめ、親子で向き合って話し合い、理解し合うよう指導助言する。
- ③ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- ④ いじめは人間として決して許されない行為であるということを十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ⑤ 必要に応じて教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

継続指導・経過観察

解決したか？

再発防止・予防的活動

## 4 いじめの発見

### (1) 学校におけるいじめのサイン 発見ポイント

#### ○いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

| 発見する機会         | 子どもからのサイン（特に、変化が見られる点）                                                                 |                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| S H R 時        | ○遅刻・欠席が増える<br>○表情がさえず、うつむきがちになる                                                        | ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い<br>○出席確認の声が小さい                                                     |
| 授 業 の<br>開 始 時 | ○忘れ物が多くなる<br>○用具、机、椅子等が散乱している<br>○一人だけ遅れて教室に入る                                         | ○涙を流した気配が感じられる<br>○周囲が何となくざわついている<br>○席を替えられている                                    |
| 授 業 中          | ○正しい答えを冷やかされる<br>○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる<br>○責任ある係の選出の際、冷やかし<br>半分に名前が挙げられる<br>○ひどいアダ名で呼ばれる | ○グループ分けで孤立することが多い<br>○保健室によく行くようになる<br>※不まじめな態度で授業を受ける<br>※ふざけた質問をする<br>※テストを白紙で出す |
| 休 み 時 間        | ○一人でいることが多い<br>○わけもなく階段や廊下等を歩いている<br>○用もないのに職員室等に来る<br>○遊びの中で孤立しがちである                  | ※大声で歌を歌う<br>※仲良しでない者とトイレに行く                                                        |
| 昼 休 み          | ○食べ物にいたずらをされる<br>○グループで食べる時、席を離している                                                    |                                                                                    |
| 清 掃 時          | ○目の前にゴミを捨てられる<br>○最後まで一人でする<br>○椅子や机がぼつんと残る                                            | ※さぼることが多くなる<br>※人の嫌がる仕事を一人でする                                                      |
| 放 課 後          | ○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている<br>○顔にすり傷や鼻血の跡がある<br>○急いで一人で帰宅する                                    | ○用事がないのに学校に残っている日がある。<br>○部活動に参加しなくなる<br>※他の子の荷物を持って帰る                             |

<注意しなければならない生徒の様子>

| 様子等    | 子どもからのサイン（特に、変化が見られる点）                                                                                                               |                                                                                                                                                   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 動作や表情  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○活気が無く、おどおどしている</li> <li>○寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○独り言を言ったり、急に大声を出したりする</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○視線を合わさない</li> <li>○教師と話す時、不安な表情をする</li> <li>○委員を辞める等、やる気を失う</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>            |
| 持ち物や服装 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○持ち物、靴、傘などを隠される</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○刃物等、危険な物を所持する</li> </ul>                                                                                  |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○教科書、写真代等の提出が遅れる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○下足箱の中に嫌がらせの手紙などが入っている。</li> <li>○校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。</li> <li>○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> </ul> |

（２） 家庭におけるいじめのサイン 発見ポイント

○いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

| 子どもからのサイン（特に、変化が見られる点）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>朝（登校前）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○朝なかなか起きてこない。布団からなかなか出てこない</li> <li>○登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</li> <li>○遅刻や早退が増えた。</li> <li>○食欲がなくなったり、黙って食べるようになった。</li> </ul> <p>夕（下校後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話の着信音に怯えるような態度をとる。</li> <li>○投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。</li> <li>○家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。</li> <li>○親しい友人が来なくなり、見知らぬ者がよく訪ねてくる。</li> <li>○転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。</li> <li>○友人からの電話やメール受信後の急な外出が増える。</li> <li>○親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。</li> <li>○インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。</li> </ul> |

子どもからのサイン（特に、変化が見られる点）

夜（就寝前）

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- イライラしたり、オドオドしたりして、落ち着きがなくなる。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は全く触れようとしなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられたりすることを嫌がる。

夜間（就寝後）

- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくケガをしたりしている。

\* クラス替えなどの環境の変化には特に注意が必要です。

4 月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。  
学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。

\* 休み明けの変化を見逃さないようにする。

夏・冬休みの終わり頃から新学期が始まる時期に、登校を嫌がったり、元気がなくなったりしていないか、子どもの様子の変化に注意する必要がある。日曜日から月曜日にかけても同じ。

\* 年 2 回（6 月・10 月）の「被害目撃調査」実施により、いじめをはじめとする様々な問題に対応する体制を整え、状況に応じて学年を中心とした情報収集の確立を目指している。

\* 学校生活その他何か相談、心配事等がありましたら担任、学年主任以外の教員でも構わないので遠慮なく相談して下さい。

## 5 主な相談機関の案内

| 相 談 機 関 名                                                 | 電 話 番 号                 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------|
| 24 時間いじめ相談ダイヤル      24 時間受付                               | 0 5 7 0 - 0 - 7 8 3 1 0 |
| 千葉県子どもと親のサポートセンター<br>月～金    8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0           | 0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6 |
| こどもの人権 1 1 0 番    (千葉県法務局内)<br>月～金    8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5 | 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 |
| ヤングテレフォン    (千葉県警察少年センター)<br>24 時間受付                      | 0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7 |
| 「サイバー 1 1 0 番」(千葉県警察本部)<br>24 時間受付                        | 0 4 3 - 2 2 7 - 9 1 8 8 |
| 千葉いのちの電話      24 時間受付                                     | 0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0 |
| チャイルドライン千葉<br>月～土    1 6 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0                | 0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7 |